

学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の
認可申請書類の作成等に関する手引
(令和元年度改訂版)

文部科学省高等教育局私学部
私 学 行 政 課

目 次

○ 一般的注意事項について	1
---------------	---

第 1 部 私立大学等の設置廃止に係る寄附行為（変更）認可申請

1. 学校法人の設立に係る寄附行為認可申請書類の作成について	25
① 私立大学又は私立高等専門学校を設置する場合	
② 設置者変更により私立大学等を設置する場合	
2. 私立大学等の設置に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について	36
① 私立大学又は私立高等専門学校を設置する場合	
② 私立大学に新たに学部若しくは学科，大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校に新たに学科を設置する場合	
3. 私立大学の共同学科等の設置に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について	47
4. 組織変更に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について	57
① 私立大学又は私立高等専門学校を設置する場合	
5. 私立大学等（又は私立大学の学部等）の設置者変更（法人新設及び合併の場合を除く）に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について	68
① 私立大学等の設置者となる場合	
② 私立大学等の設置者でなくなる場合	

<参 考>

○ 学校法人の合併又は設置者変更の形態と寄附行為（変更）認可申請手続等の関係	78
6. 私立大学等の廃止に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について	80
7. 私立大学等の廃止に伴う学校法人の解散認可（認定）申請書類の作成について	86
8. 6月末追加書類の作成について	96

<参 考> 標準設置経費・標準経常経費の算出方法

○ 標準設置経費額の算出方法について	102
○ 標準経常経費額の算出方法について	112

第2部 私立大学等の設置廃止に係る寄附行為（変更）認可申請に伴う手続き

1. 寄附行為（変更）認可申請書の一部変更に係る書類の作成について 117
2. 審査基準第二の四の（七）の適用に係る審査書類の作成について 124
3. 審査基準第四の四の（二）の適用に係る審査書類の作成について 128
4. 設置計画の変更に係る事前協議書類の作成について 132
5. 私立大学又は私立大学に新たな学部等を設置するための受配者指定寄付金に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について 137

第3部 学校法人の合併認可申請

1. 学校法人の合併認可申請書類の作成について 147

第4部 都道府県知事所轄の学校等の設置廃止に係る寄附行為変更認可申請

1. 都道府県知事所轄の学校等の設置に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について 157
2. 都道府県知事所轄の学校等の廃止に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について 163

第5部 私立学校の設置廃止を伴わない寄附行為変更認可申請

1. 収益事業・付随事業の開始に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について 171
2. 収益事業・付随事業の廃止に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について 178
3. その他の変更に係る寄附行為変更認可申請書類の作成について 184

第6部 寄附行為変更の届出

- | | |
|------------------------------------|-----|
| 1. 寄附行為変更の届出書類の作成について | 189 |
| 2. 登記完了後の私立学校法施行規則第13条第2項に係る届出について | 196 |

第7部 各様式の作成上の注意点

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 各様式の作成上の注意点について | 199 |
|--------------------|-----|

<参考資料>

- | | |
|-----------------------------------------------------------------|-----|
| ○ 私立学校法（昭和24年法律第270号） | 265 |
| ○ 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号） | 293 |
| ○ 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号） | 297 |
| ○ 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準
（平成19年文部科学省告示第41号） | 312 |
| ○ 学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等
（平成6年文部科学省告示第117号） | 325 |
| ○ 文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の
種類を定める件（平成20年文部科学省告示第141号） | 332 |
| ○ 文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業
の扱いについて（通知） | 333 |
| ○ 学校法人寄附行為作成例 | 338 |
| ○ 組合等登記令（昭和39年政令第29号） | 349 |

※私立学校法、私立学校法施行令、私立学校法施行規則については、令和2年度4月1日
施行分を掲載

○ 一般的注意事項について

学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の手続きを行う場合、一般的注意事項として、以下の点を必ず読んでから手続きを進めるようお願いします。

1 問合せ・事務相談予約

- (1) 私学行政課法人係への問い合わせ・事務相談は極力、電話又はメールでお願いします。
なお、実際に問い合わせを行う前には、本手引の関連箇所を必ず確認願います。
- (2) 大学等設置に係る場合など、電話又はメールによる相談が困難で、来省の上での事務相談を予約する場合には、来省を希望する日の概ね2週間前の週から電話にて受付けています。
その際、相談時に使用する資料がどの程度完成しているかについて連絡してください。
「これから資料を作成するが、まずは挨拶に」といった来省は不要です。

2 来省（事務相談）

事務相談のため来省する際には、以下の点に留意してください。

- (1) 事前のアポイントなしでの来省は御遠慮ください。
- (2) 特に、審査期間中は、認可申請中の学校法人関係者の私学行政課内への立入りは遠慮いただいておりますので、御注意ください。
- (3) 相談の時間は原則として1回1時間としております。「全体的に問題はないか」「記載に不備はないか」といった確認は時間内に行いきれませんので、具体的にどの箇所を確認したいのか整理してください。特に、記載の不備については、私学行政課法人係によるチェックを前提とするのではなく、学校法人の責任ある体制の下でチェックしてください。
- (4) 来省当日は、文部科学省4階来庁者控室でお待ちください。（直接私学行政課法人係の執務室を訪問しないでください。）予約時刻になりましたら、職員が案内します。
- (5) 相談のために来省される際は、「相談表」（14ページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/madoguchi.htm）参照）に必要事項を記入のうえ、相談日の1週間前までに当系のメールアドレスへお送りください。記載内容で未確定の事項は空欄のままで結構ですが、来省者と連絡先は必ず記入してください。また、最新の寄附行為や直近の計算書類（特に貸借対照表）も併せて持参してください。
- (6) 来省時の人数は、相談室の広さの都合上、原則4名までとさせていただきます。
- (7) 来省の際は、極力公共交通機関を御利用ください。

3 書類提出

- (1) 大学等設置に係る認可申請書類を各提出期限に提出する場合は、予約が必要です。事務相談の予約時と異なり、各提出期限に応じて受付期間を適当な時期に設定しますので、問合せの上、電話にて予約してください。
- (2) 届出書類の場合は、原則として郵送での提出となります。また、「〇日前に届出書類を送ったが、届いているか」といった問い合わせに個別に対応することは困難ですので、文部科学省への書類到着の事実と到達日を確認するためには、配達記録等を利用するようにお願いします。

4 虚偽申請，不正行為等の防止

平成19年3月31日に改正された「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」により、申請や届出において「偽りその他の不正の行為のあった者であって、当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していない者」等からの申請については、認可しないことになりました。また、審査期間中に審査における判断の根本に関わる重大な誤りや虚偽の記載が発見された場合は、そのことを理由として審査の中止や認可を不可とする判定がなされる可能性があります。

認可申請書・届出書は「社会に対する約束」であり虚偽があってはならないことはもとより、認可申請及び届出に係る設置計画の不履行も虚偽申請と同じく社会を欺くものです。書類における記載の誤り、重大な事実の不記載、虚偽の記載や、審査過程での虚偽の陳述、設備の偽装、組織的な不正行為等のほか、実現予定のない粉飾された計画を記載することのないよう留意ください。

5 入学定員超過の取扱い

「大学，大学院，短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」（平成15年3月31日文科省告示第45号）により、学部等における入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定以上の場合には認可しないことになりました。この取扱は、申請対象の大学だけでなく、同一設置者（同一法人）が設置する他の大学等も対象となります。

また、学年進行中（完成年度以前）の学部等であっても、新たな組織として設置された時点から起算しますので、認可申請にあたっては、平均入学定員超過率を確認してください。

6 積極的な情報の提供について

設置認可申請書には「社会に対する約束」（平成17年1月中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」）という性格もあります。申請中・認可後の申請書や届出書の内容について、ホ

ホームページ等で公表するなど、積極的に情報を提供してください。ただし、申請中の場合は、「申請中であり、認可されたものではない」ということが明確になるよう付記し、認可されたものと誤解を与えないように十分に留意してください。

また、平成23年度開設分より、大学等設置に伴う学校法人の寄附行為（変更）認可申請書類の一部について、個人に関する情報や学校法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等を除き、認可後に文部科学省ホームページで公開しています。

7 寄附行為（変更）認可申請・届出にあたって

設置等の認可申請の審査過程において、多くの申請者が申請を取り下げており、総じて準備不足の傾向が顕著であったことなどから、平成19年11月には、大学設置・学校法人審議会長から、大学を設置する責任の自覚、十分な準備の上での申請、積極的な情報公開による説明責任の履行を要請するコメント（参考1）が出されています。

また、平成20年2月に学校法人分科会長から、近年の私立大学を取り巻く様々な現状や私立大学の設置認可の審査状況を踏まえ、学校法人制度が私学の「自主性」「自律性」を尊重した上で成り立っているにも関わらず、学校法人の継続的な運営のための「安定性」や社会からの「信頼性」に関する問題、私立大学の「自主性」「自律性」そのものを損ないかねない問題が審査の過程等で判明していることを指摘し、設置者たる学校法人の強い自覚、自省を要請するコメント（参考2）が出されており、加えて、平成24年10月には学校法人分科会長より改めて一層の自覚を期待する旨のコメント（参考3）が出されています。

各申請者においては、各コメントの趣旨や私立大学等の設置に係る寄附行為変更認可の審査の要点（参考5）等を理解し、十分な準備を経た上で申請するようお願いします。

8 様式等について

寄附行為変更認可申請書類の様式及び本手引は、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/shinsei.htm）に掲載していますので、適宜ご利用下さい。

連絡先	文部科学省高等教育局私学部私学行政課 TEL：03-5253-4111 法人係（内線2534）※ FAX：03-6734-3395 Eメール：s-secchi@mext.go.jp
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

※執務開始時間は午前9時30分からです。

(参考1) 大学設置・学校法人審議会会長コメント

- 1 このたび、大学設置・学校法人審議会は、本年5月及び7月に諮問等のあった平成20年度開設予定の公私立の大学、大学院などについて答申等を行った。諮問等のなされたもののうち、今回認可の答申等に至った案件は94件であり、それぞれ円滑かつ確実に設置計画を履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開されることを期待したい。
- 2 本年度の申請等の大きな特色の一つは、教職大学院関係が21件あったことである。このうち、今回の答申等で可となったのは19件、申請が取り下げられたものが2件である。全体的に、実践的な能力を培うための実習の重要性に関する理解が不十分であると思われる案件がかなり見られ、それらについては補正を求めることとなった。教職大学院は教職課程改善のモデルとして制度化されたことを十分踏まえ、質の高い実践的なリーダー教員養成を行う体制を整備・充実することを強く求めたい。(詳細については北原大学設置分科会長代理のコメントを参照。)
- 3 教職大学院以外の案件では、大学の新設、学部の設置、短期大学の学科の設置、大学の通信教育の開設、大学院の研究科の設置、専攻設置・課程変更の各区分で、申請の取り下げが7件あり、また、いくつかの案件については、当審議会においてさらに吟味を必要とするという判断から、現在の時点では保留という結果となっている。これらの案件は、総じて準備不足の傾向が顕著であり、設置の趣旨・教育上の目的、教育課程、施設・設備などの面で、大学の設置に関する基本的理解を欠いているのではないかと懸念がもたれるような申請内容のものも見られた。
- 4 規制緩和の流れの中、大学新設の抑制方針の撤廃、審査基準の準則化、認可事項の縮減など「事前規制から事後チェックへの転換」の考え方に基づき、設置審査が行われてきているが、その前提となる大学自身の自覚と責任の徹底という点において、懸念せざるを得ない案件が少なくないことは、大いに危惧される場所である。本年1月には文部科学大臣が、株式会社を設置するある大学に対して学校教育法に基づく勧告を行う事態にも至っている。各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対して、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚いただくよう強くお願いしたい。各申請者においては、当該専門分野の教員をコアとして構成・計画を練り、十分な準備を経た上で申請するよう重ねてお願いしたい。また、積極的に教育情報・財務情報を公開し社会に対する説明責任を果たすよう期待したい。
- 5 今回の審査に際しても、設置構想が多様化する中、判断に苦慮した局面が少なくなかった。文部科学省に対しては、基準を明確化し適正な審査を行う観点から、例えば、以下のような事項についての検討を期待したい。
 - 学位に付記する専攻名称に関する基準の明確化
 - 大学院大学のハード面など基準の明確化
 - 多様な形態を踏まえた通信教育設置基準の見直し
 - 教職大学院の基準の明確化(別紙参照)
 - 専門職大学院で養成する人材を受け入れる側のニーズ把握の徹底、専任教員の役割・責任の明確化

平成19年11月27日

大学設置・学校法人審議会会長 永田 眞三郎

教職大学院の審査結果について

- 1 教職大学院については、本年3月に制度が創設され、7月に平成20年度開設予定の国私立の教職大学院21件の諮問等があった。(国立15件、私立6件)
審査に当たっては、教職大学院の案件のみを審査する特別審査会及び専門委員会を設け、書面審査に加えて、全ての大学院に対して面接審査を実施し、必要に応じ実地審査や連携教育委員会からのヒアリングを行ったりして、慎重な審査を期した。
その結果、19件については、認可を「可」とする判定を行い、各大学院が留意すべき事項の内容を「留意事項」として取りまとめた。その他は、申請が取り下げられたものが2件ということとなった。
- 2 教職大学院は、これまでの大学院段階における教員養成の在り方を見直し、高度専門職業人としての教員に求められる高度な実践力・応用力を育成するため、専門職大学院制度の中に特別に位置づけられ制度化されたものである。このことに鑑み、各案件の審査に際しては、設置の趣旨・目的が制度創設の趣旨に即しており明確か、教育課程が実践的な内容になっており体系的に編成されているか、学校等における実習が円滑に教育効果をあげるものになっているか、実務家教員と理論的な科目を担う教員とが適切に役割分担し協働する教員組織になっているか、養成した人材を受け入れる教育委員会等との強い連携関係が構築されているかといった観点から確認を行い、不明確な点については申請者に説明を求めた。
- 3 審査における論点の一つが、学校等における実習の取扱いであった。実践的な指導力の強化を図る観点から、10単位以上の実習を修了要件とするとともに、学生の教職経験を考慮して、全部又は一部の実習を免除できる制度とされている。実習の免除を計画する案件の中には、教職経験と免除する実習との相関性、免除の基準・方法等が不明確なものが見られた。また、実習の全部を免除する計画については、実践力ある人材を育成する目的を達成できるかどうか疑問であるとする意見もあった。教職大学院における教育の質の担保に直接関わる事柄なので、各大学院において、実習を免除する場合の判定は厳正に行うとともに、実習の在り方を不断に検証していくことを望みたい。なお、現職教員学生が現勤務校で実習を行う計画の場合、日常の勤務に埋没しない工夫・配慮が適切になされることも望みたい。
- 4 その他、審査においては、1年コースを設定する場合の教育の質の担保、学生が1年間に登録できる履修科目の単位数などが論点となった。細部までの検討がなされておらず準備不足なものがある、教職大学院の設置により既設の学部や修士課程の教育も改革してほしい、今回は義務教育、特に小学校教員養成の案件が多かったが、例えば、高等学校等の教員養成のものも今後出てきてほしいといった意見があったことを付言しておきたい。
- 5 今回の審査に際し、教職大学院制度の趣旨・目的に照らして個別の案件の内容について議論したが、判断に苦しんだ局面があった。文部科学省に対しては、例えば以下のような事項について、基準の明確化など制度に関する共通理解を図る取組を期待したい。
 - 実習について、全部免除の要件、免除の基準・方法等に関する要件
 - 現職教員学生の現勤務校での実習を認める要件
 - 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限
 - 教員組織中に修士など相応の学位保有者を相当程度含むこと
 - モデル・カリキュラムの作成の支援
- 6 平成20年度に開設する19の教職大学院に対しては、確実に設置計画及び留意事項の内容を履行し、質の高い実践的なリーダー教員養成を行うことを期待する。

平成19年11月27日

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長代理
(教職大学院特別審査会主査) 北原 保雄

(参考2) 近年の審査を振り返って
(大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会長コメント)

私立大学審議会を前身とする本分科会は、法令の定めにより私立大学関係者を中心に構成され、経営面を中心に設置審査に当たっている。言い換えれば、本分科会は、私立大学関係者の「自主性」「自律性」に厚い信頼を置く私立大学制度の一部を成すものであり、申請者の「自律性」を期待し、「自主性」を尊重することを審査の基本方針としている。

一方、我が国の私立大学は、過去十数年の間、著しい環境の変化に晒されてきた。18歳人口が4割減少し、地方を中心に定員割れに苦しむ大学も少なくない。バブル経済の崩壊は、出口(就職)を意識した教育内容の不断の見直しを不可避とした。さらに、大学設置基準の大綱化以降の規制緩和の流れは、私立大学の多様化に大きく道を開いた。

かかる環境変化に直面し、各大学が、経営の安定性に意を払いつつ、建学の精神の下、様々な工夫を凝らし改革を進めていることは、高く評価したい。しかし、他方で、私立大学制度の前提である「自主性」「自律性」を損ないかねない事態が審査の過程等で明らかになりつつあることを指摘しなければならない。

第一に、継続的な運営のための「安定性」の問題である。私立大学は、在学生のみならず、卒業生に対しても母校として存続、発展する責務がある。「安定性」は学校経営の最も基本的な命題であり、学校法人制度もそうした前提で設計されている。にもかかわらず、近年、新設早々に学生確保に苦しむ経営見通しの甘い大学の例や、校舎の全部借用の結果、借料が経営を大きく圧迫する株式会社立大学の例が多く見られるようになった。

第二に、社会からの「信頼性」の問題である。教育基本法で規定される通り、学校とは「公の性質」を有するものであり、その設置者たる学校法人には高い「公共性」が求められる。しかし、昨今、認可申請書の不実記載や重大な記載漏れなどの不正申請、理事長によるセク・ハラ事件、さらに文部科学大臣勸告を受けた株式会社立大学の例など、一部とはいえ私立大学に対する社会の信頼を失いかねない事案が続いており、極めて遺憾である。社会からの信頼性の前提である情報公開も遅れている。

第三に、私立大学の「自主性」「自律性」そのものの問題である。規制緩和の進展は、申請者側に、より高い「自主性」「自律性」が求められるものであるが、現実には、設置認可に際し、準備不足から多数の留意事項が付されたり、「数値基準さえクリアすれば」といった低い意識の申請者が増加するなど、規制緩和の弊害が目立ち始めている。学校法人のガバナンス機能を高めるための平成16年の私立学校法改正の趣旨についても、改めて徹底する必要がある。

以上、いずれも最終的には設置者たる学校法人の自己責任に帰すべき問題とは言え、事態の広がりによっては、学校経営に民間参入を認めた唯一の制度として確立してきた『学校法人制度』の根幹を揺るがしかねない。この事態の克服のため、何よりも、我が国の私立大学制度に関する各設置者の強い自覚、自省を切に求めたい。また、各種大学関係団体にも、会員大学に対する適切な対応を期待したい。

本学校法人分科会は、私立大学の水準の向上、健全な発展に責任を負う機関として、事態の推移を見極めつつ、審査基準、審査方針の見直しと厳正な審査に一層努めてまいりたい。

平成20年2月27日

大学設置・学校法人審議会
学校法人分科会長 黒田 壽二

(参考3) 大学設置・学校法人審議会 学校法人分科会長コメント

このたび、大学設置・学校法人審議会は、平成24年10月12日に文部科学大臣から諮問された学校法人堀越学園に対する解散命令について、妥当とし、その際、在学する学生、生徒及び幼児の修学機会の確保の観点から可能な限りの措置を講ずることとするとともに、それに必要な期間を考慮し、平成24年度末までに解散を命ずることが適当であるとの答申を行った。

学校法人は、高い公共性を有する学校の運営を継続的かつ安定的に行う責務を負っていることは言うまでもない。また、現行の学校法人制度においては、それぞれの学校法人が建学の精神に基づき多様な教育を提供できるよう自主性、自律性が尊重されている。

しかしながら、学校法人堀越学園においては、経営上も管理運営上も数多くの問題を抱え、危機的な状況にまで陥っている中で、文部科学省から再三にわたり改善を求める指導を受けてきたにもかかわらず、改善に向けた責任ある真摯な対応が見られないなど異常な状況が続いている。このことは、いかに自主性、自律性が尊重されているとはいえ、高い公共性が求められている学校法人としてあるまじき姿であり、解散を命ずることによってしか問題の解決が図れないという事態に立ち至ったことは、極めて遺憾である。当然のことながら、このような事態を招いた学校法人堀越学園の責任は厳しく問わざるを得ない。

同時に、在学生の修学機会の確保のため、学校法人堀越学園には、転学等に必要措置をはじめ責任ある対応に総力を挙げて取り組むよう強く求めたい。

また、転学等の支援については、この際、他の学校におかれては、可能な限り学生等の受入れについてご配慮いただき、関係諸団体におかれてもご協力いただくよう期待したい。国においても、前例にとらわれず、できる限りの支援をしていただくよう積極的な対応をお願いしたい。

本事案は、基本的には特定の学校法人が自らの責任で招いた異例のものではあるが、私立学校を取り巻く社会情勢の著しい変化の中にあっては、高い公共性を有する私立学校を自主的、自律的に運営するという学校法人制度の根幹を揺るがしかねない要素をはらんでいる。このような観点から、改めて我が国の私立学校制度について、多様な教育研究を展開される各学校設置者の一層の自覚を期待したい。

なお、学校法人分科会の審議においては、修学機会の確保など在学生の保護という観点からは、現行の私立学校法について、学生が在籍している学校法人の解散が不可避となるような事態への対応の在り方をさらに検討し、時代の変化に合わせたものとしていかなければならないとの指摘もあった。建学の精神に基づく私立学校の自主性、自律性の尊重という原則を十分踏まえながら、本事案のような異例なケースにも対応できるような制度的方策についても、本分科会として検討課題としてつづき、引き続き任務の厳正な遂行に努めていきたい。

平成24年10月25日

大学設置・学校法人審議会

学校法人分科会長 日 高 義 博

(参考4) 8月答申に当たって [大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長報告]

このたび、当審議会は、本年4月に諮問のあった平成28年度開設予定の公私立の大学の学部等について審議の上、別紙のとおり答申を行ったが、審議を通じた所見について、以下のとおり報告する。

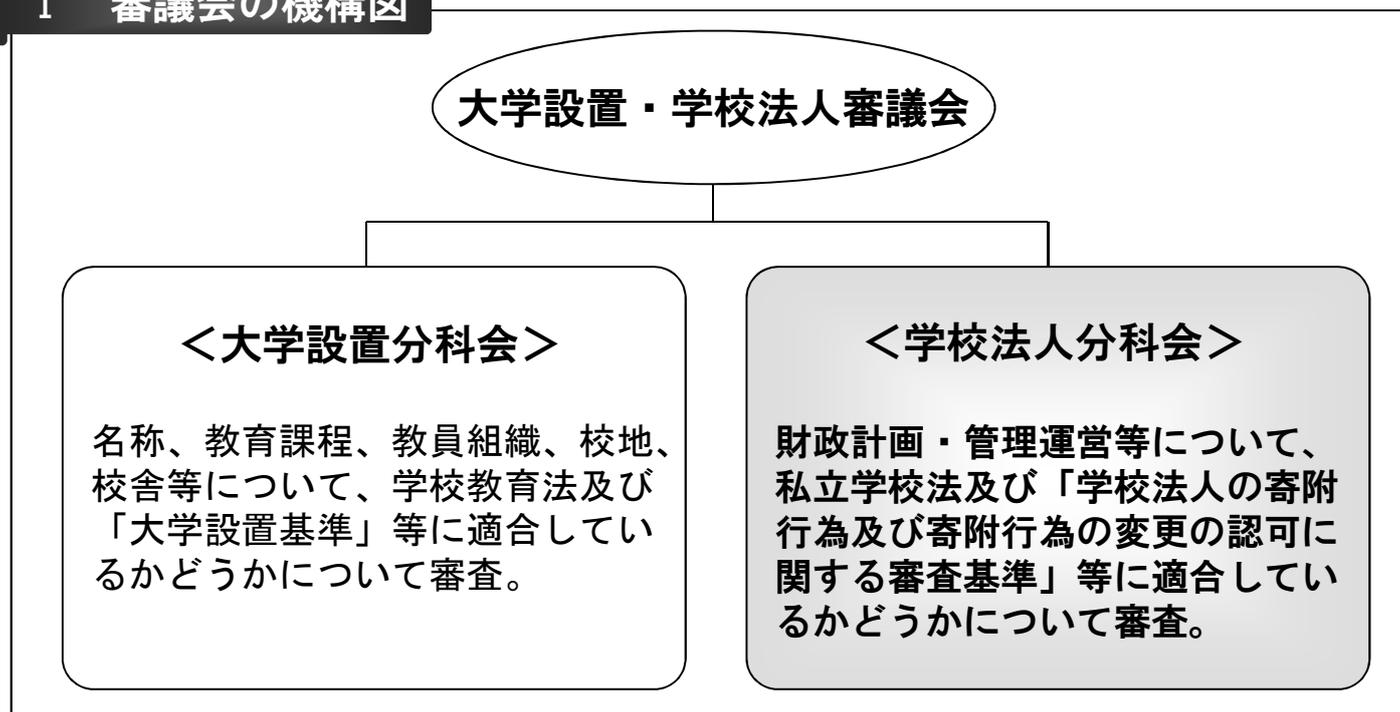
- 1 昨年11月に諮問のあった大学新設案件を含め、申請案件全体では、3件の申請取下げがあり、また、設置計画の更なる吟味を必要とするという判断から、最終判定を留保し審査を継続することとなった案件が7件あった。これらの案件は総じて準備不足の傾向が顕著であり、設置の趣旨・教育上の目的、教育課程、教員組織、施設・設備等の面で、大学等の設置に関する基本的理解を欠いているのではないかと懸念されるようなものも散見された。このため、文部科学省に対しては、各申請者が、当該専門分野の教員をコアとして構成・計画を練り、十分な準備の上申請を行うよう、周知・徹底をお願いする。
- 2 本年度の申請の大きな特色の一つは、約40年ぶりの医学部設置案件があったことである。審査に当たっては、医学部という特殊性に応じた「審査の観点」を整理した上で、医学部設置の案件のみを審査する特別審査会を設け、書面審査に加えて実地審査を実施するなど慎重な審査を行い、認可を可とする判定に至った。その上で、今日の医学教育に求められている内容・質が漸次高度化していることを踏まえると、今後さらに教育内容や附属病院の体制等を充実させ、教育研究活動の水準を一層向上させることが期待される。
また、今回新設される医学部は、東日本大震災からの復興と東北地方における医師の定着という、重要な社会的要請の下に設置されるものである。このような社会からの大きな期待に十分に応えるためには、大学独自の取組だけでなく、地域の行政機関や医療機関等、関係機関との連携を深めることが不可欠である。
以上のことから、文部科学省に対しては、設置者が関係機関の支援の下、着実に計画を実施し、所期の目的が確実に達成されるよう、指導・助言をお願いする。
- 3 認可を可とされた大学等においては、設置認可は出発点であるとの認識に立って、設置計画を円滑かつ確実に履行し、特色ある充実した教育研究活動を展開していくことが期待される。なお、設置計画を履行するに当たって留意すべき事項（「留意事項」）を付されたものについては、完成年度までは「設置計画履行状況等調査」において継続的にフォローアップが図られることとなるが、教育研究活動の水準向上の取組は完成年度以降も不断に行われるべきものであり、その取組を実効性のあるものにするためには、第三者の視点による評価の充実を図ることが重要である。そのため、文部科学省に対しては、当審議会から設置者に対して求めた改善事項やその対応状況を確実に追跡し、加えてその後に行われる認証評価との連携を図り、継続的に改善が図られるようなシステムの構築を要望する。

平成27年8月27日

大学設置・学校法人審議会
大学設置分科会長 佐藤 東洋士

(参考5) 私立大学等の設置に係る寄附行為変更認可の審査の要点

I 審議会の機構図



II 学校法人分科会における審査

大学設置・学校法人審議会学校法人分科会における審査は、

- (1) 学校法人としての適格性、
- (2) 設置計画に係る財務計画の妥当性、
- (3) 設置計画及びその進捗状況

等について、私立学校法及び「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準(平成19年文部科学省告示第41号)」等との適合性について実施。

(1) 学校法人としての適格性

管理運営体制、管理運営状況、事務処理状況 など

(2) 設置計画に係る財務計画の妥当性

負債率、負債償還率 など

(3) 設置計画及びその進捗状況

施設・設備(校地・校舎、設備)の自己所有要件、標準設置経費・標準経常経費、設置経費等の財源 など

Ⅲ 審査基準のポイント

1. 施設・設備（校地・校舎、設備）の自己所有要件

(1) 校地

- ① 申請時に自己所有であり、負担附でないことが必要。
- ② ただし、借地権の設定登記がなされている借用や、開設年度以降20年（大学院の場合は10年）以上の使用保証がある借用は可。

(2) 校舎等の施設

- ① 自己所有であり、負担附でないことが必要。
- ② ただし、借地権の設定登記がなされている借用や、開設年度以降20年（大学院の場合は10年）以上の使用保証がある借用は可。

(3) 設備

- ① 自己所有であり、負担付きでないことが必要。
- ② ただし、教育研究上支障がないと認められる借用は可。

2. 標準設置経費等

(1) 標準設置経費

- ① 大学の設置に要する経費（既存の校舎等を転用又は共用する場合は、大学の設置に要する経費と転用等を行う既存校舎等の帳簿価格との合計額）が、「標準設置経費（学部の種類及び定員規模等に応じて算定）」を上回ることが必要。
- ② 設置経費は、
 - ア 校地の整備に要する経費、
 - イ 校舎（基準内）の整備に要する経費、
 - ウ 校舎（基準外）の整備に要する経費、
 - エ 図書の本の整備に要する経費、
 - オ 教具・校具・備品の整備に要する経費、の5つに区分されるが、「標準設置経費（数量基準）」は、このうちイ及びオのみについて規定。
※ ア校地、ウ校舎（基準外）、エ図書、については、数量基準はないが、教育研究上必要な額を計上することが必要。

(2) 標準経常経費

大学の開設年度の経常経費が、「標準経常経費」（設置基準上必要な専任教員数により算定）を上回ることが必要。

3. 設置経費等の財源

(1) 設置経費等の財源

「設置に要する経費」及び「開設年度の経常経費（学校新設の場合に限る）」の合計額以上の財源を、申請時に自己資金として保有していることが必要。

(2) 設置経費等への借入金充当

上記（1）の要件を満たす場合には、設置経費＋開設年度の経常経費の合計額の1/2以内を限度として、設置経費等に借入金を充当することが可能。

4. 負債率、負債償還率

(1) 負債率

- ① 開設年度の前々年度の負債率（前受金を除く負債総額／総資産額）が、25%以下であることが必要。
- ② ただし、開設年度の3年前の年度から完成年度の各年度において、基本金組入前当年度収支差額がプラスであると認められる場合は、33%以下で可。
- ③ また、校地の価格を再評価（鑑定評価、路線価格による評価など）した結果、25%以下であれば可。

(2) 負債償還率

- ① 開設年度の3年前の年度から完成年度までの各年度において、負債償還率（（借入金等返済支出＋借入金等利息支出）／事業活動収入）が20%以下であることが必要。
- ② 短期借入金（借り入れを行う年度内に償還期限が到来するものに限る）がある場合には、上記の計算の際、「借入金等返済支出」から、当該借入金分を除外することが可能。
- ③ 余裕金等により借入金を繰上償還した場合は、上記の計算の際、「借入金等返済支出」から、繰上償還に係る元本償還分を除外することが可能。

5. 管理運営体制、管理運営状況、事務処理状況

(1) 管理運営体制

- ① 理事及び監事は、学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有し、その職責を果たすことができると認められる者で、学校法人の理事又は監事としてふさわしい社会的信望を有するものであることが必要。
- ② 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であることが必要。
- ③ 理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であることが必要。
- ④ 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であることが必要。
- ⑤ 役員構成は、教授会等の意向が適切に反映されるよう配慮されていることが必要。
- ⑥ 理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されていることが必要。
- ⑦ 監事に対する情報の提供等の支援体制が十分に整えられていることが必要。
- ⑧ 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、その職務に専念できる者であることが必要。
- ⑨ 学校法人の事務局長その他の幹部職員は、役員の配偶者又は親族等に偏っていないことが必要。
- ⑩ 設置する大学等の規模に応じた専任の職員を置く適切な事務組織が設けられていることが必要。
- ⑪ 学校法人の管理運営上必要な諸規程（次ページ参照）の整備その他大学等を設置するにふさわしい管理運営体制が整えられていることが必要。
- ⑫ （偽りや不正行為により）不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後申請する場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていることが必要。

<留意点（主な指摘例）>

- ・ 理事、評議員の構成が特定の親族や高齢に偏向
- ・ 監事の職務執行状況や監事を機能させるための支援体制・取組が不十分
- ・ 役員が法人の運営状況を把握するための体制が不十分（理事長の出勤状況、理事会・評議員会の遠隔地での開催など）
- ・ 事務局長が非常勤

<学校法人の管理運営上必要な諸規程>

【組織・総務関係】

組織規程、事務分掌規程、稟議規程、文書取扱（接受、保管）規程、公印取扱規程、個人情報保護に関する規程、情報公開に関する規程、公益通報に関する規程、特定個人情報等の取扱いに関する規程

【人事・給与関係】

就業規則、教職員任免規程、定年規程、役員報酬規程（支給する場合）、教職員給与規程、役員退職金支給規程（支給する場合）、教職員退職金支給規程、旅費規程

【財務関係】

会計・経理規程、固定資産管理規程、物品取扱規程、資産運用に関する規程 など

（２）管理運営状況、事務処理状況等

学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないことが必要。この場合、以下の事項に留意。

- ① 法令に基づく登記、届出、報告等の適正な実施
- ② 役員間、教職員間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団からの借入金の償還、その徴収する掛金、公租公課の支払の状況
- ④ インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公開の状況

<留意点（主な指摘例）>

- ア 役員、評議員の選任方法が不適切（遡及した選任、理事会等の承認を経ずに選任など）
- イ 理事会、評議員会の運営が不適切（開催順序の誤り、書面による持ち回り開催など）
- ウ 学校法人と役員個人が利益相反行為にあたる契約を行っていた
- エ 資金管理が不適切（関連法人への不適切な担保提供、書面による確認のないままの債務保証など）
- オ 財務関係書類等の備付けが遅延、作成すべき書類が未作成
- カ 法令に基づく登記の不備（代表権の登記、資産総額変更登記など）
- キ 財務関係書類の利害関係人への閲覧が不十分（閲覧対象書類、閲覧の対象者など）
- ク 財務状況の一般公開（ホームページへの掲載）が未実施
- ケ 休校中の学校等や休止中の収益事業について、今後の取扱いが未定

6. その他

- 学校経営の継続性・安定性確保の観点から、「学生確保の見通し」についての審査を行っており、学生数（収容定員）が合理的に算定されていることの説明や裏付け資料を提出することが必要。

- 学生確保の見通しに係る調査（説明）における留意点は以下を参照。

<留意点（審査の主な観点）>

- 入学定員や学生確保の見込み数について、以下の観点ごとにデータ等に基づき分析され、合理的に定員が設定されているか。
 - ・新設学部等の趣旨目的、教育内容等
 - ・新設学部等の分野の動向
 - ・中長期的な18歳人口の全国的、地域的動向
 - ・競合校の状況
 - ・既設学部等の学生確保の状況（大幅な定員割れがある場合は、その原因分析を踏まえた新設学部等の見込み）

- 学生確保に関する計画の確実性が担保されているか。
 - ・学生確保の取組の具体的計画
 - ・見込まれる効果

- 高校生対象アンケートを行う場合は、以下の点に留意する。
 - ・調査実施時期は、申請直前ではなく、申請者による大学等設置に向けた構想段階の時期である。
 - ・アンケート対象は、アドミッションポリシーや受入実績等と整合する。
 - ・アンケート対象者に対して必要な情報を明示している。
 - ・設問は、入学の意思を確認できる設問となっている。
 - ・調査結果を踏まえた分析が適切に行われている。
(入学意思を示した回答数が入学定員を下回る場合は、入学定員を上回る入学希望者が確保できる見込みについて、他の情報と合わせた分析が必要。)
 - ・アンケートの実施主体は、必ずしも第三者であることを要しない。

(相談表 見本)

相 談 表

【予約日時：平成 年 月 日 () 時 分】

大学等名					
大学等設置予定位置					
設置者					
設置者の位置					
設置・変更・廃止をしようとする学部等又は研究科等の名称及び入学定員	学部、研究科名	学科、専攻名	入 学 員 定	編入学定員 年次 定員	
上記以外の寄附行為変更事項					
設置予定年月	平成 年 月				
来省者氏名・職名等 (全員について御記入ください。)	氏 名	職 名 等			
事務連絡担当者	氏 名	職名等	連絡先		
			TEL :		
			FAX :		
			メール :		

※ 相談事項、質問事項を裏面に記載してください。

○ 大学等の設置に係る審査方法等の充実について

「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」の報告（別添参照）等を踏まえ、平成25年度以降の大学等設置に係る学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為変更の認可審査においては、以下の内容について、充実を図ることとしてますので御留意ください。

（1）学生確保等に係る基準の明確化

○審査基準の資金計画に係る要件において、下線部分を追加。

「開設年度から完成年度までの各年度の経常経費の財源は、原則として、学生納付金、寄附金、資産運用収入その他確実な計画による資金をもって充てるものとし、借入金を充てるものでないこと。この場合において、当該学生納付金については、その算出根拠となる学生数が合理的に算定されていることにより、確実に収納される見込みがあると認められるものであること。」

（2）設置構想審査の実施（大学新設のみ）

○審査の最初の段階で、理事長（予定者）及び学長予定者を直接面接し、設置の理念など設置構想の根幹的な事項について審査。

○地元自治体から大学への期待や連携への意識等を確認。

○大学設置分科会と学校法人分科会の両分科会合同で実施。

（3）学生確保の見通し等の審査体制の充実

○大学設置分科会と学校法人分科会による審査を実施。

（4）大幅な定員未充足が生じた場合の対応方針・方策（いわゆるリスクシナリオ）の確認

○必要に応じ、定員充足しない場合の財務計画や教育研究への影響に係る基本方針（認識）について書面により確認。

○必要に応じて、具体的な資金計画等を確認。

（5）学校法人のガバナンスの確保に向けた審査基準の明確化

○理事長の資格について、以下の要件を基準化

「理事長は、学校法人の業務の全般について主導的な役割等を果たすために必要な知識又は経験を有し、その職務を十分に果たすことができると認められる者であること。」

○理事体制の整備について、以下の要件を基準化

「理事相互間の情報及び意見の交換の機会が十分に確保されていること。」

○監事の支援体制について、以下の要件を基準化

「監事に対する情報の提供等の支援体制が十分に整えられていること。」

○財務情報の一般公開について、以下の要件を基準化

「インターネットの利用その他の適切な方法による財務情報の公表の状況」

○管理運営の状況に係る要件について、以下の基準を見直し

《改正前》

「学校紛争その他学校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。」

《改正後》

「学校等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと。」

○寄附金の要件について、下線部分を見直し

《改正前》

「入学を条件とする寄附金，当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金，寄附能力のない者の寄附金，寄附者が借入金により調達した寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は，設置経費の財源に算入しないこと。」

《改正後》

「入学を条件とする寄附金，当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金，寄附能力のない者の寄附金，借入金により調達した寄附金その他設置経費の財源として適当と認められない寄附金は，設置経費の財源に算入しないこと。」

○過去に不適切な申請を行った者について、以下の要件を基準化

「（偽りや不正行為により）不認可期間の設定の適用を受けた者が特定期間を経過した後申請する場合は、再発の防止のために必要な措置が講じられていること。」

(6) 財産目録等の申請書類の一層のルール化・マニュアル化

○財産目録が大学等を新設する組織として、それに相応しい資産や教育研究環境を備えているか確認するための書類という目的に足り得る内容となること、及び申請者の過度な事務負担にならないことの双方の観点を考慮し、作成に係る基本方針を整備。（「財産目録」と「貸借対照表」の関係整理、「基本財産」と「運用財産」の整理、「土地」に係る記載情報の整理、数量情報の整理等）（詳細はP228～239参照）

(7) 寄附に関する審査資料を充実

○大口の寄附者（5千万円以上）に対して、「当該寄附は審査基準に抵触しない適正な寄附である」旨の申立書の提出を求める。

○大口の個人寄附者（5千万円以上）に対して、「寄附能力があることを裏付けるに足りる自身の財産の状況」について、申立書の提出を求める。

(8) 審査スケジュールの見直し

○平成28年度開設案件から申請時期を前倒し、審査期間の延長（大学新設案件）及び認可時期の早期化を図る（スケジュールの詳細はP20・21参照）。

大学設置認可の見直しの方向性について

大学は、知の拠点として、社会の変革を担う人材の育成と、世界的な研究成果やイノベーションの創出などにより、社会の発展を推進する重要な役割を担っている。同時に、地域社会の求める人材の育成や産学連携等を通じた地域貢献に積極的に取り組むことも大学の重要な役割として期待されている。

大学に期待される役割が多様化する中で、大学がその期待に十分に答えていけるようにするためには、大局的視点に立った大学の在り方に関する議論が重要であるとともに、大学の質を保証する全体的な仕組みの確立が重要であり、その重要な一翼を担う設置認可の在り方についても、社会の変化に対応した一定の見直しが求められている。

本検討会は、昨年 1 1 月の設置以来、文部科学大臣の要請を受け、大学の質の向上を図るため、大学設置認可の在り方を中心に幅広い視点から検討を行い、大学設置認可の見直しの方向性について、以下のとおり整理した。

文部科学省において、本検討会での検討の成果を制度・運用の見直しに活かし、社会の期待に応える大学づくりに向けて取り組まれることを要望する。

1. 運用の改善などにより早期の実施が期待される事項

以下に示す具体的な見直しについては、運用の改善や基準の明確化などにより速やかな対応が可能と考えられ、早期の実施が期待される。

(1) 学生確保等に係る審査基準の明確化

大学として社会の要請に応え、安定的、継続的な運営が確保できるよう、学生確保の見通しや社会的人材需要等を十分に考慮することを審査基準上明確化する。

(2) 審査の充実

(大学新設に係るもの)

①全体構想審査の実施

- 設置構想全体が社会的ニーズ等を反映し、現実性が十分に認められるものであることを確認できるよう、大学新設の際には、教育課程や教員等の内容の審査に入る前に、理事長（予定者）及び学長予定者を直接面接し、設置の理念を含む設置構想全体について説明を求める機会を設ける。

- 大学と地域との関係は重要であるため、大学新設の場合について、自治体として大学に期待することや地域にとっての意義、大学との連携への意識等を確認する。特にキャンパスの誘致等があった場合については、大学に対する支援内容等を重点的に確認する。

（認可を要するすべての申請に係るもの）

②学生確保の見通し等の審査体制の充実

学生確保の見通しや社会的人材需要等が現実的なものであるか等を十分に確認するため、地域社会の人材需要等に詳しい者を専門委員等に加えるなどの審査体制の充実を図る。

③リスクシナリオの確認

学生が計画通りに確保できなかった場合でも安定的な大学運営が求められることから、対応方針（企業等でいう、いわゆる「リスクシナリオ」）について審査の過程で確認する。

2. 速やかな具体化に向けた検討が期待される事項

以下に示す見直しについては、さらに具体的内容の検討が必要であり、また、実施に際して一定の準備期間を設けることが適当なものも含まれているため、中央教育審議会や大学設置・学校法人審議会において具体化に向けた検討に速やかに着手することが期待される。

（1）設置基準等の明確化

基準の解釈を明確にし、運用の透明性を高めるため、平成15年の準則化の際に廃止された細則的基準のうち、その後の社会変化等に照らし必要なものを規定し直すなど、抽象的基準を明確化し、基準の一覧性をさらに高める。

(2) 学校法人のガバナンスの確保

公共性の高い学校法人の適正な管理運営を確保するため、適切なガバナンス（内部統制やコンプライアンス等（設置認可後を含む））の確保や財務情報の公開について、審査基準において明確化する。

(3) 審査スケジュールの見直し

より充実した審査を行うために審査期間を延長するとともに、認可後に余裕をもって学生募集が行えるよう、認可時期の早期化を検討する。

(4) 申請書類の作成方法の明確化

審査に必要な情報を的確に入手できるようにし、かつ、申請者側、審査側双方の事務負担を軽減するため、財産目録等の申請書類について、作成方法の詳細なルール化やマニュアル化を一層図る。

(5) 設置に必要な財産確保の徹底

設置計画に係る財務計画の妥当性を十分確認することが重要であるため、寄附金等に係る提出書類の充実などにより、実態を伴った寄附であるかどうかを厳格にチェックする。同時に、虚偽申請や認可後の不適正な状況があった場合等のペナルティを強化する。

3. 大学の質の向上のため、設置認可の見直しと併せて継続的に改善、充実を図っていくべき事項

以上の見直しに加え、大学の質の向上のため、以下のような事項についても設置認可の見直しと併せて継続的に改善・充実を図っていくべきであると考えられる。

(1) 認可後の事後チェック機能の強化を含む、質保証のトータルシステムの確立

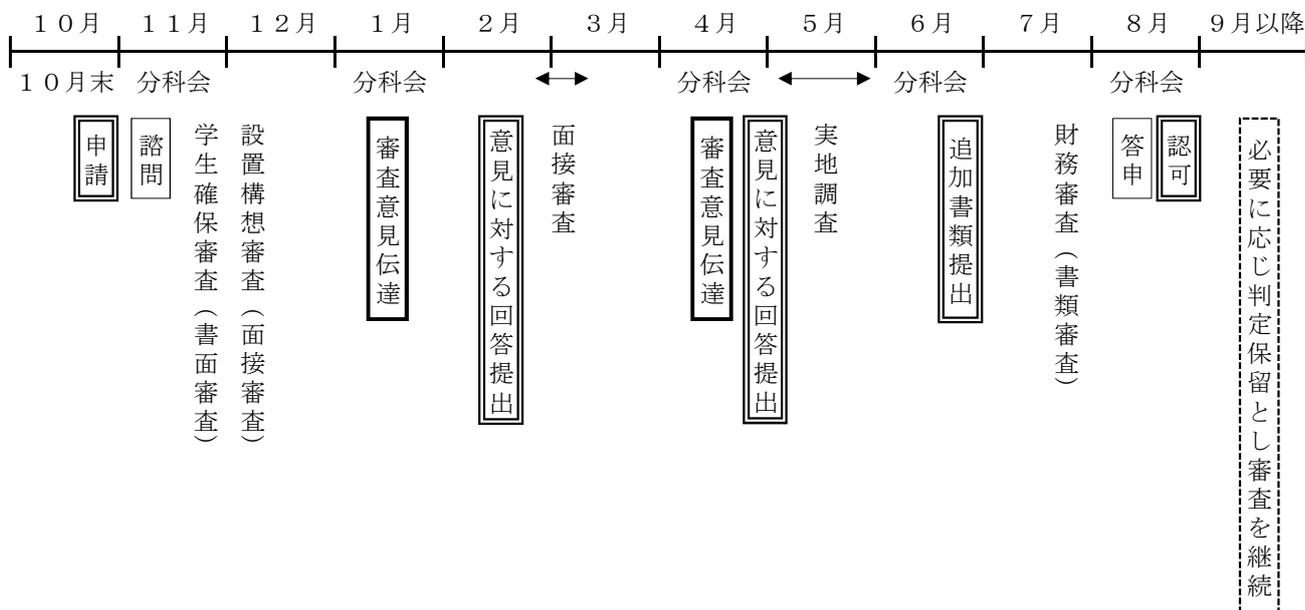
(2) 大学の閉鎖等の場合の学生保護の仕組みなど、退出の制度設計

(3) 学生や保護者の立場に立った情報公開の一層の促進

学校法人分科会における一般的な審査スケジュール

① 私立大学（通信制を含む。）又は私立高等専門学校を設置に係る寄附行為（変更）

【開設年度の前々年度の10月末～】（審査期間：10ヶ月）



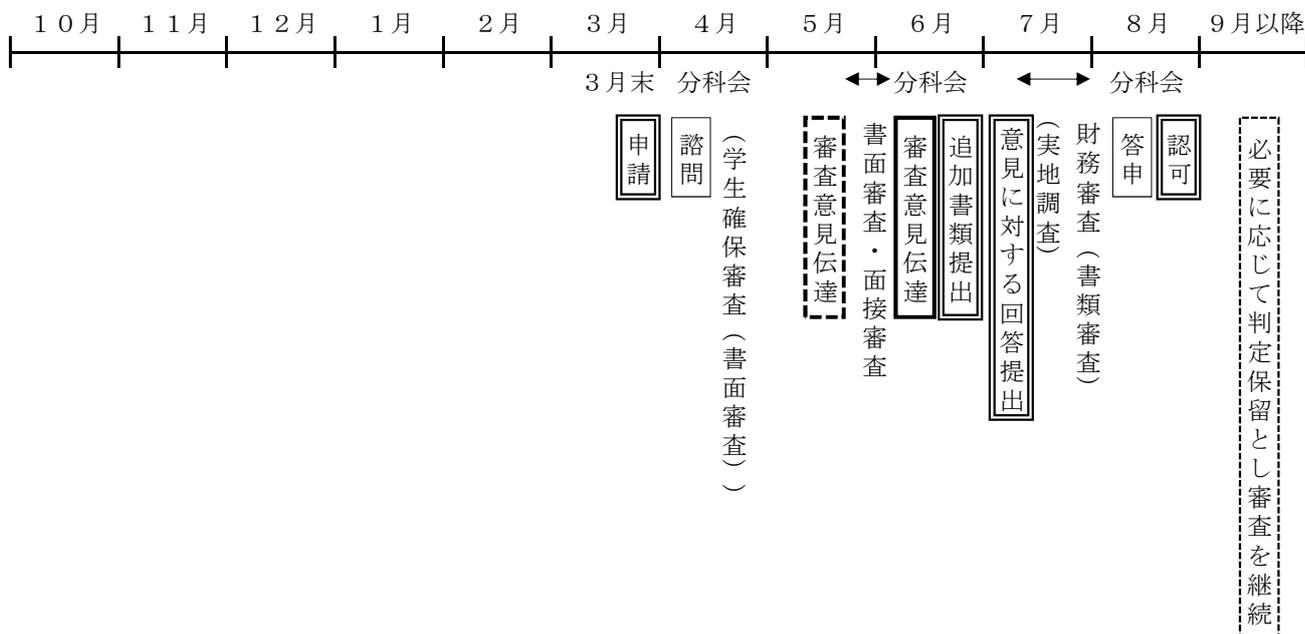
② 私立大学に学部若しくは学科（通信制を含む。）を設置する場合に係る寄附行為変更

③ 私立大学に大学院又は大学院の研究科（通信制を含む。）を設置する場合に係る寄附行為変更

④ 私立高等専門学校に学科を設置する場合に係る寄附行為変更

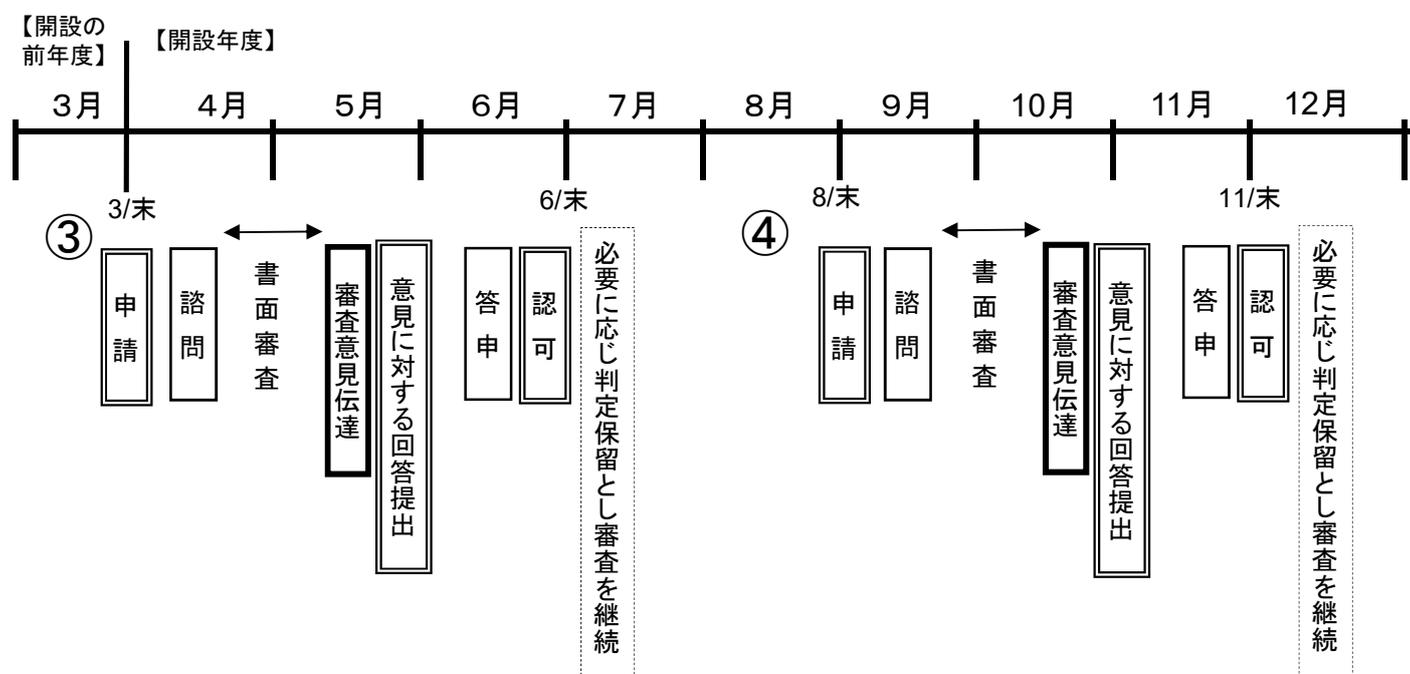
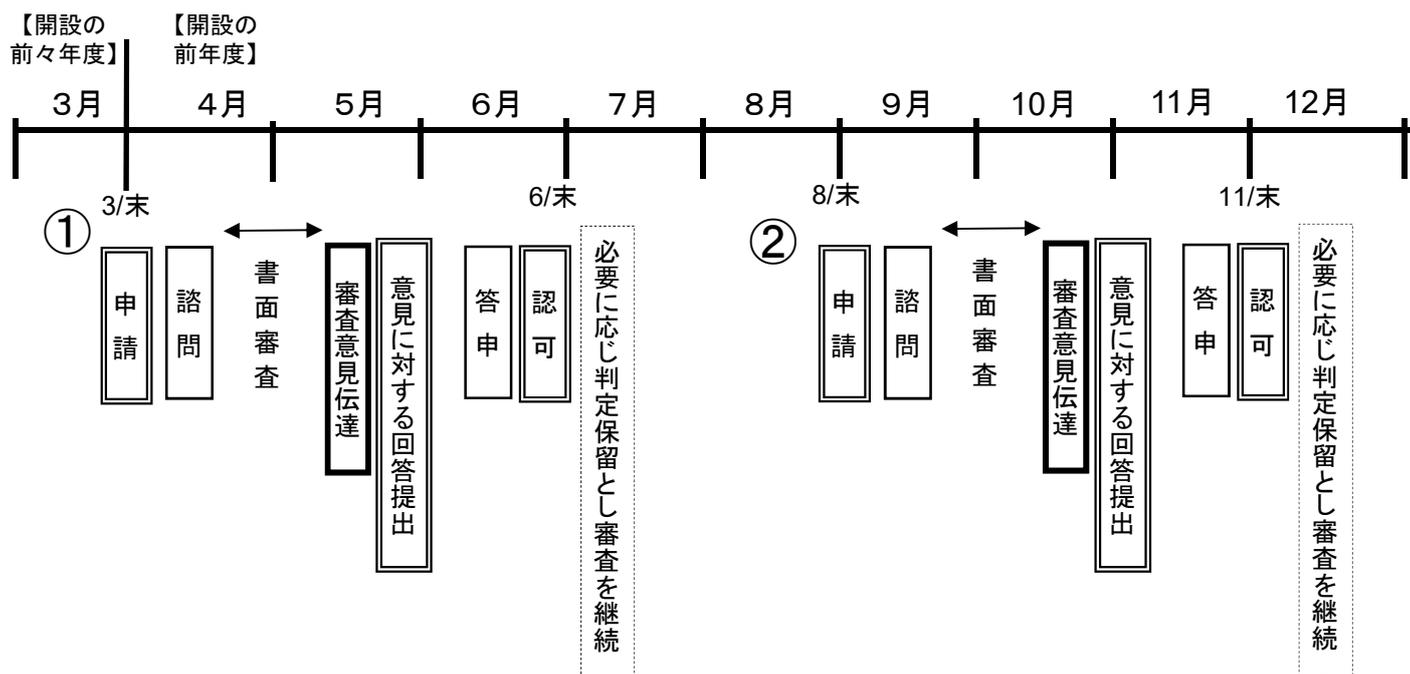
⑤ 私立大学に大学院又は大学院の研究科（専門職大学院に限る。）を設置する場合に係る寄附行為変更

【開設年度の前々年度の3月末～】（審査期間：5ヶ月）



審査スケジュール

— 国際連携学科等(学校法人分科会) —



※必要に応じ、面接審査を実施する。

